

○岡山県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例

平成30年2月22日
広域連合条例第2号

(目的)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に関し、調査、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) その他後期高齢者医療制度に関する事項として広域連合長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者等を代表する者
- (2) 保険医等を代表する者
- (3) 医療保険関係を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他広域連合長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第4条第1項第4号委員のうちから互選により選出する。

3 副会長は、会長の指名により選任する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議等)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が

議長となる。ただし、任期満了後の最初の会議においては、広域連合長が招集する。

- 2 会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が定め、その他必要な事項については、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この条例に基づき最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。